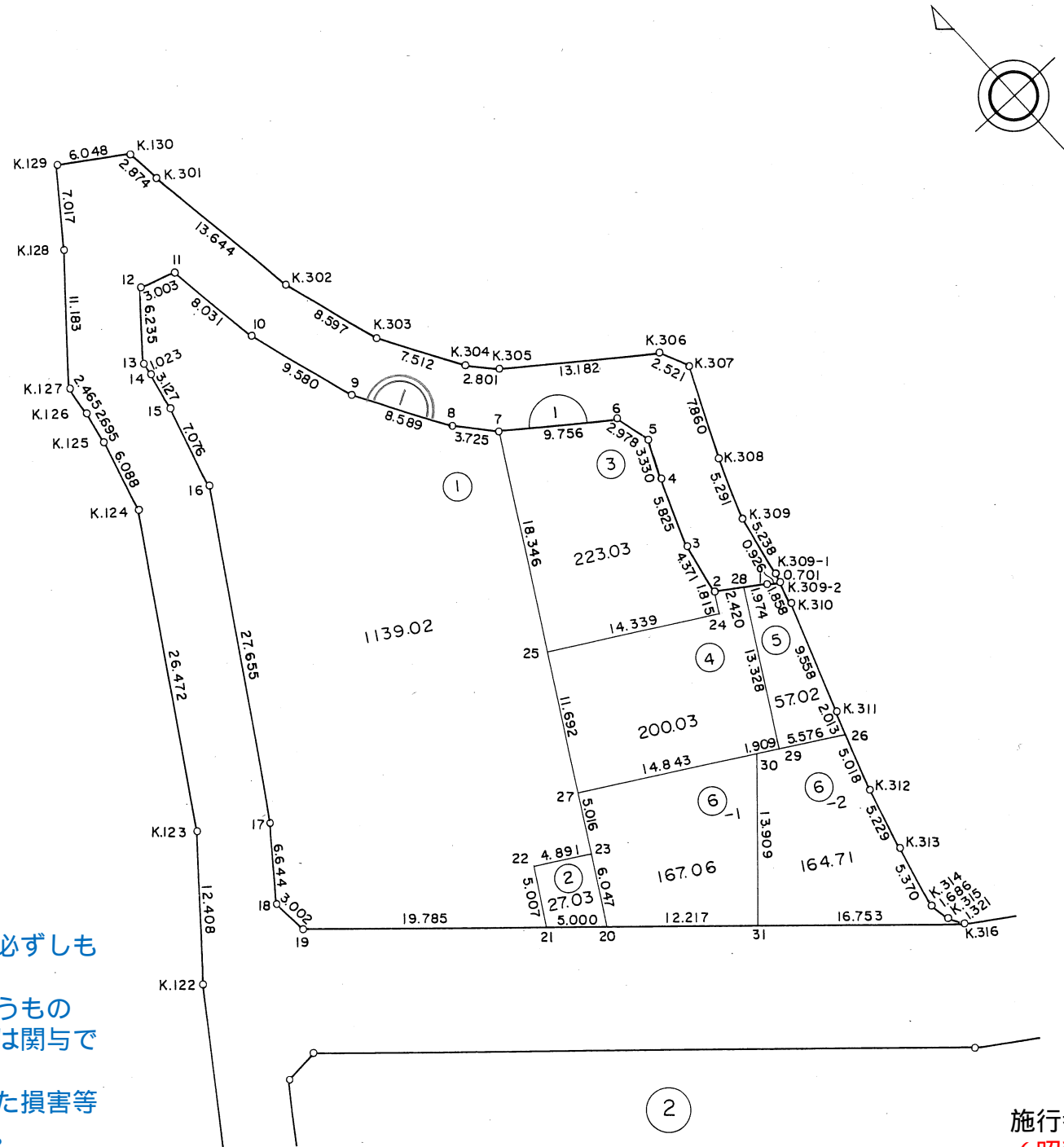
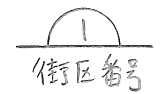


画地確定図 縮尺 1:500

昭和六十一年十月作成



凡例



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者：佐倉市間の内土地区画整理組合
(昭和62年4月4日換地処分)

(株)千葉土地区画整理協会調製

佐倉市間の内土地区画整理組合

画地確定図

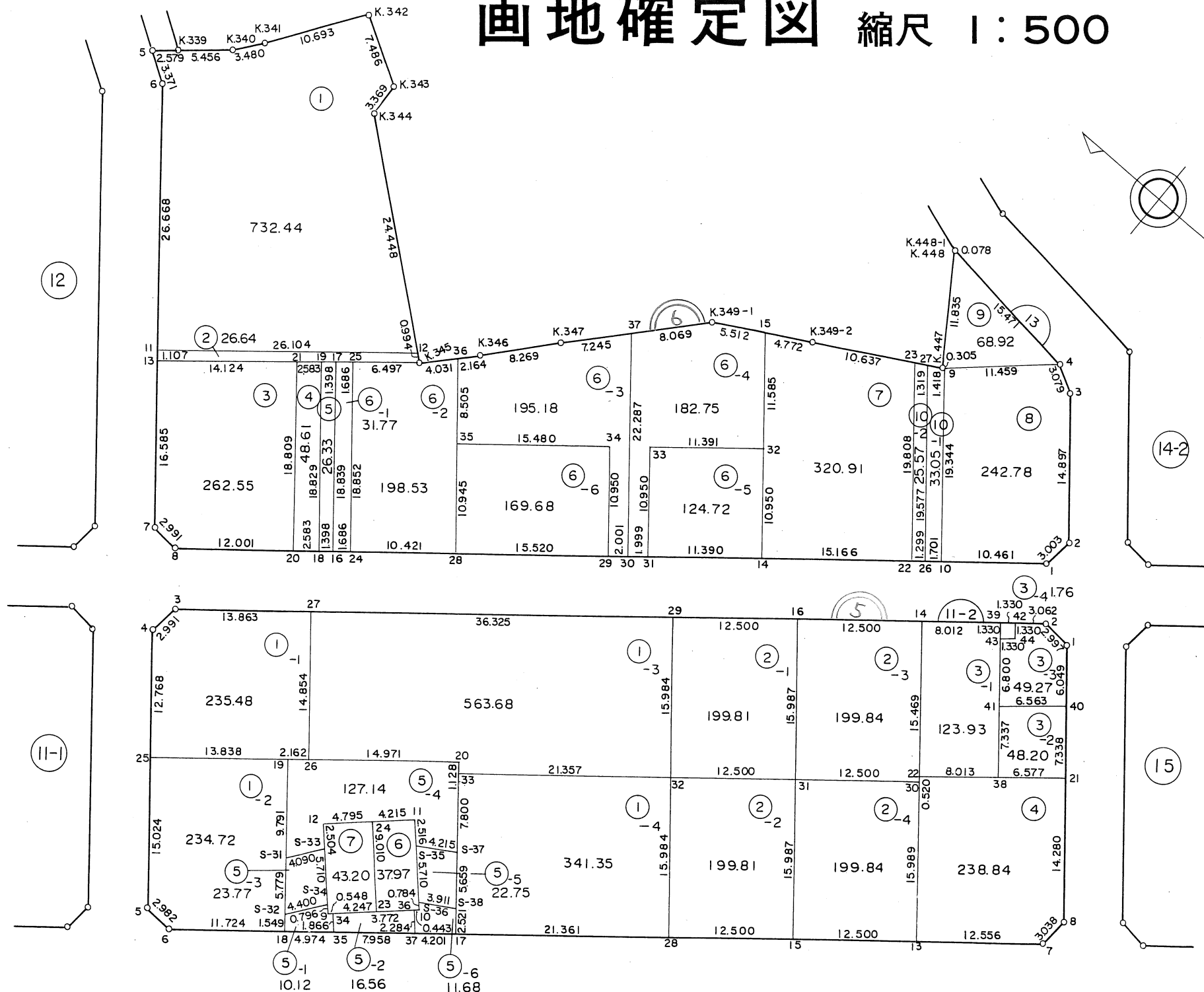
縮尺 1 : 500



この図面は換地処分時点のもので、
 現況とは必ずしも一致しないことが
 あります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権
 利者が行うもので、境界等に関する
 紛争等が生じてても佐倉市は関与でき
 ません。
 また、この図面を利用することによ
 り発生した損害等について、佐倉市
 は一切の責任を負いません。

施行者：佐倉市間の内土地画整理組合
 (昭和62年4月4日換地処分)

画地確定図 縮尺 1:500



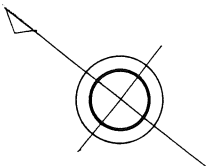
- 凡例
- 街区番号
 - 地番
 - 子番




この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：佐倉市間の内土地画整理組合
 (昭和62年4月4日換地処分)

昭和六十一年十月作成

画地確定図 縮尺 1:500



- 凡例
-  街区番号
 -  地番
 -  子番

この図面は換地処分時点のもので、
 現況とは必ずしも一致しないことが
 あります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権
 利者が行うもので、境界等に関する
 紛争等が生じてても佐倉市は関与でき
 ません。
 また、この図面を利用することによ
 り発生した損害等について、佐倉市
 は一切の責任を負いません。

（株）千葉土地画整理協会調製

佐倉市間の内土地画整理組合

施行者：佐倉市間の内土地画整理組合
 （昭和62年4月4日換地処分）

昭和六十一年十月作成

画地確定図 縮尺 1:500



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

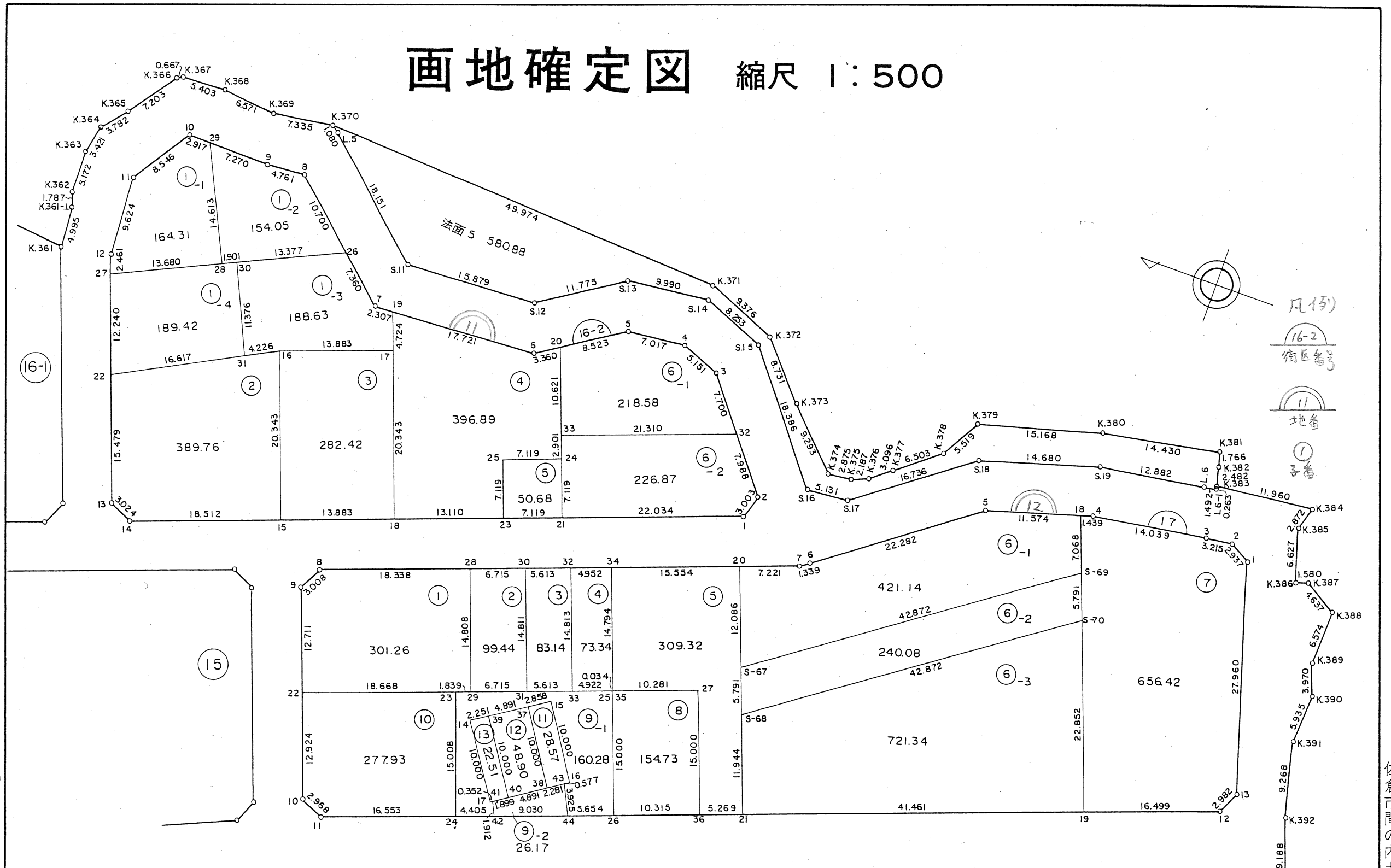
- 凡例
- 16-1
街区番号
 - 1
地番
 - 1
子番

（株）千葉土地区画整理協会調製

佐倉市間の内土地区画整理組合

施行者：佐倉市間の内土地区画整理組合
 （昭和62年4月4日換地処分）

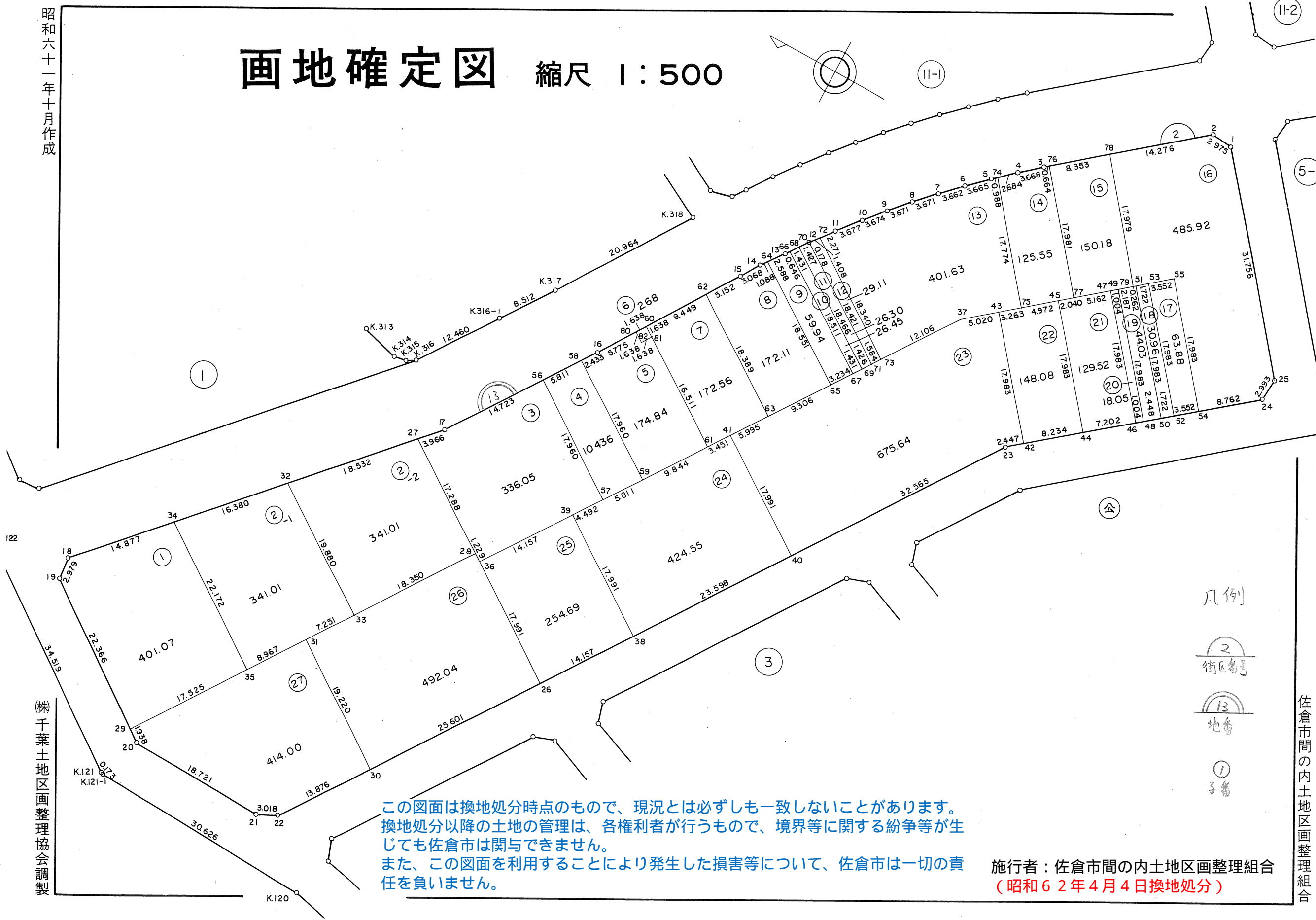
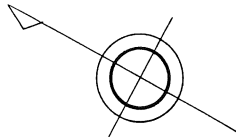
画地確定図 縮尺 1:500



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市間の内土地区画整理組合
(昭和62年4月4日換地処分)

画地確定図 縮尺 1:500



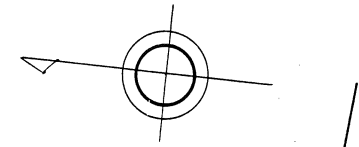
凡例



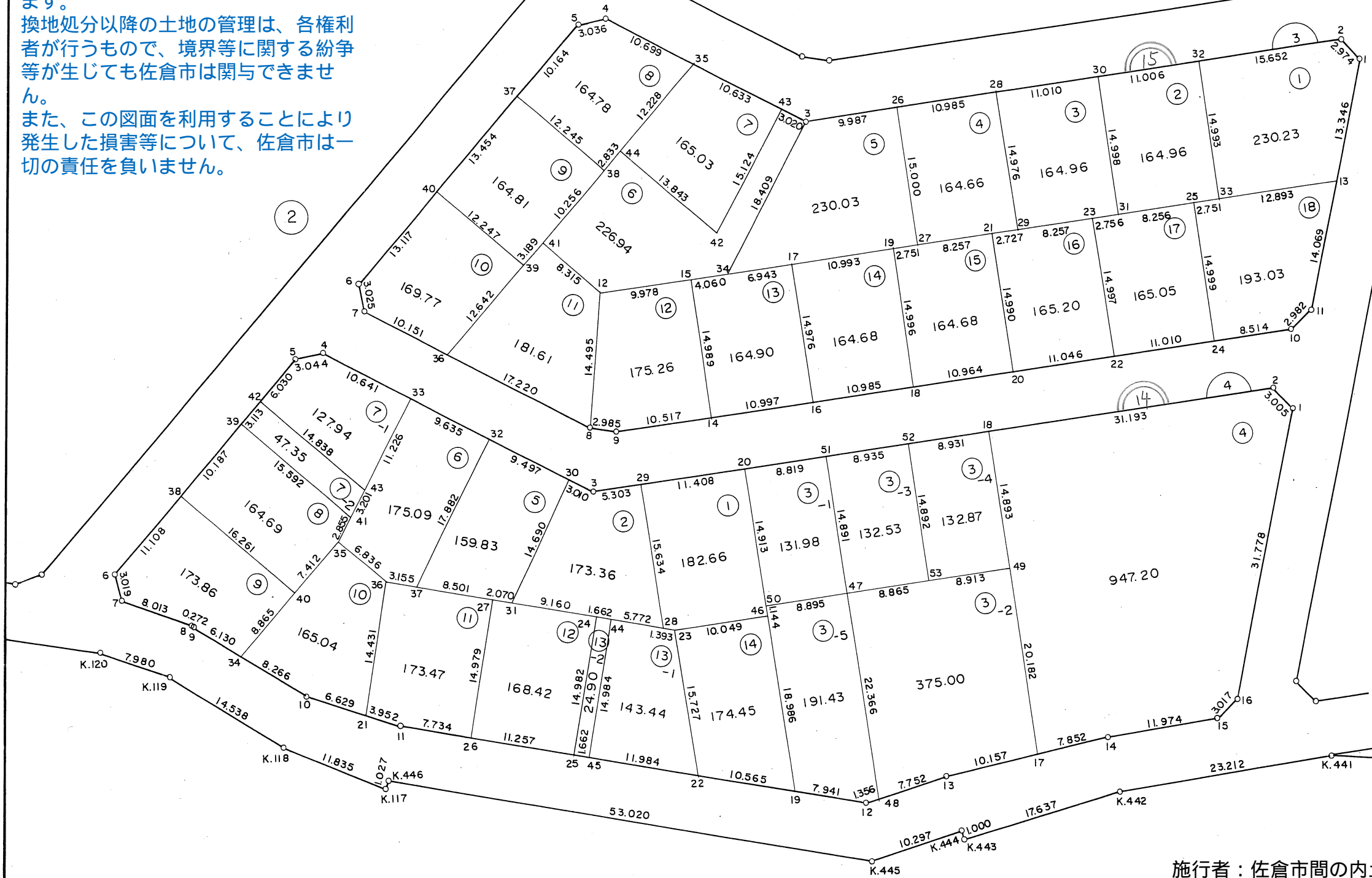
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市間の内土地画整理組合
(昭和62年4月4日換地処分)

画地確定図 縮尺 1:500



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。



- 凡例
- 街区番号
 - 地番
 - 子番

昭和六十一年十月作成

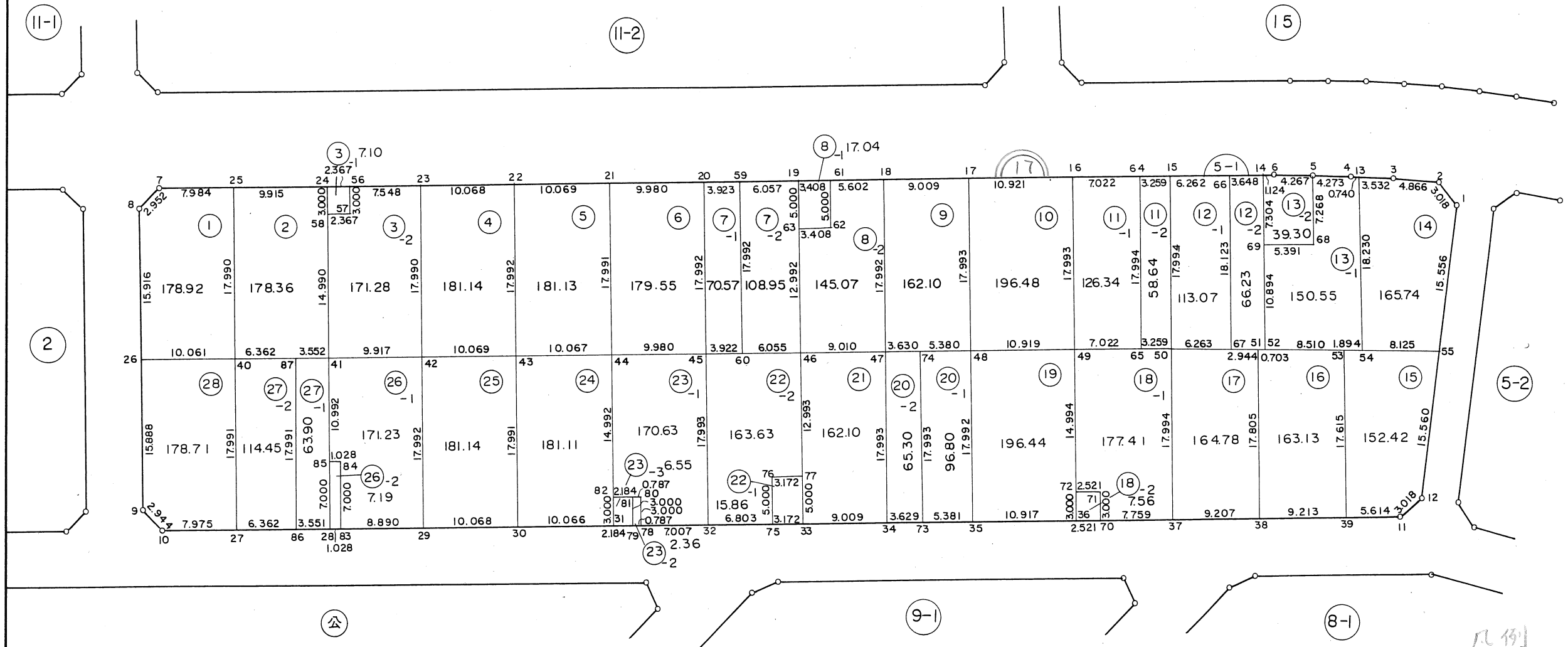
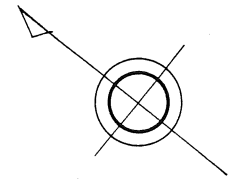
千葉県土地画整理協会調製

佐倉市間の内土地画整理組合

施行者：佐倉市間の内土地画整理組合
 (昭和62年4月4日換地処分)

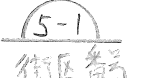
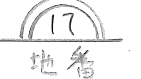

画地確定図 縮尺 1:500

昭和六十一年十月作成



株 千葉土地区画整理協会調製

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

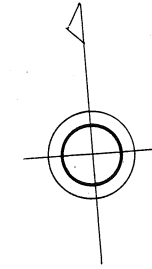
- 凡例
-  5-1 街区名
 -  17 地番
 -  1 子番

施行者：佐倉市間の内土地区画整理組合
(昭和62年4月4日換地処分)

佐倉市間の内土地区画整理組合

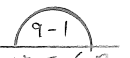


昭和六十一年十月作成

画地確定図 縮尺 1:500



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

凡例

-  街区番号
-  地番
-  子番



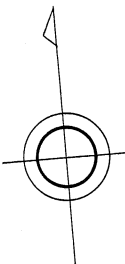
株千葉土地画整理協会調製

佐倉市間の内土地画整理組合

施行者：佐倉市間の内土地画整理組合
(昭和62年4月4日換地処分)

画地確定図

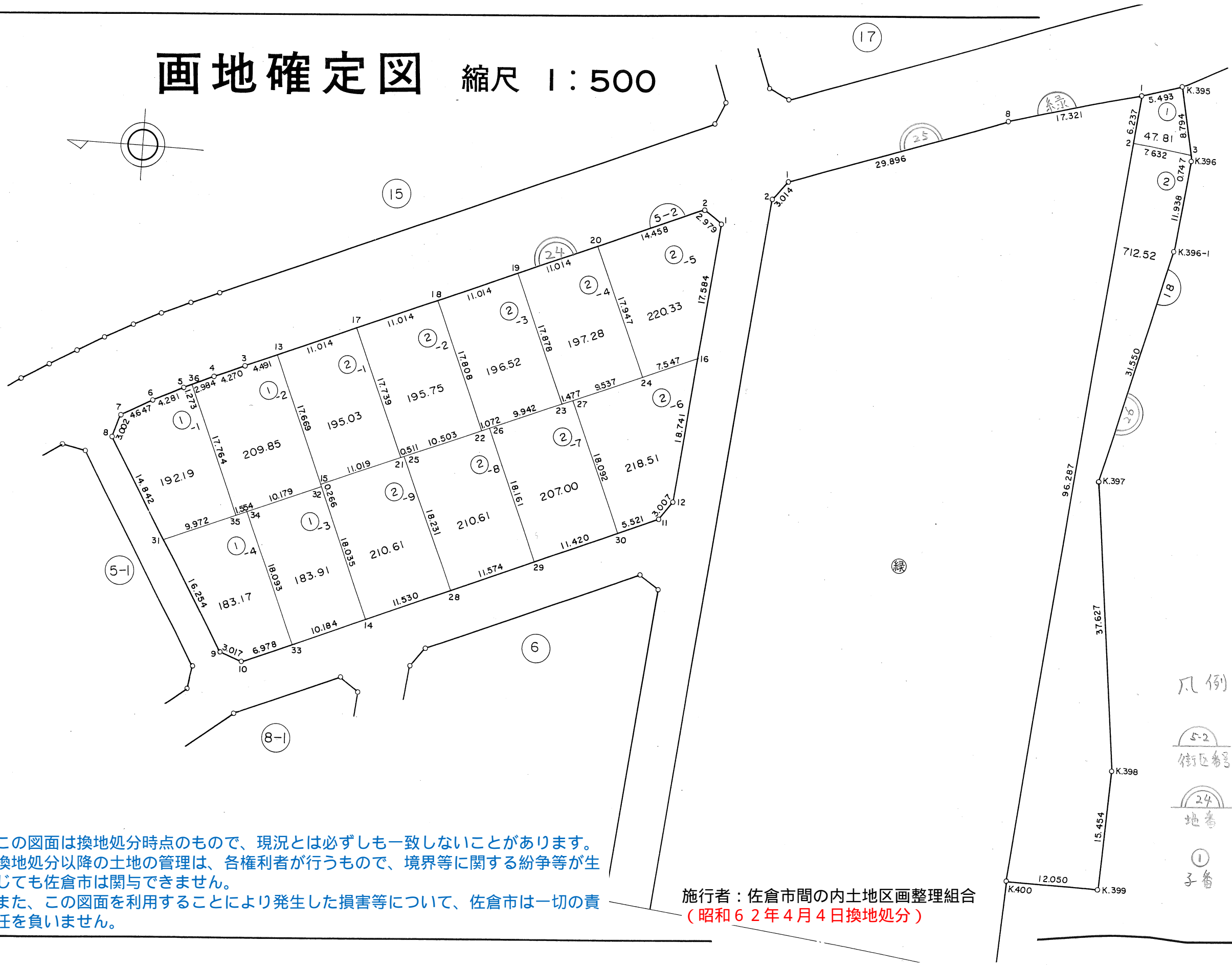
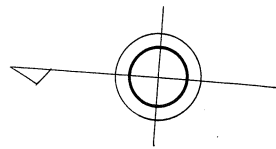
縮尺 1:500



- 凡例
- 9-2 街区番号
 - 19 地番
 - ① 子番

この図面は換地処分時点のもので、
現況とは必ずしも一致しないことが
あります。
換地処分以降の土地の管理は、各権
利者が行うもので、境界等に関する
紛争等が生じてても佐倉市は関与でき
ません。
また、この図面を利用することによ
り発生した損害等について、佐倉市
は一切の責任を負いません。

画地確定図 縮尺 1:500



凡例

5-2
街区番号

24
地番

①
子番

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市間の内土地区画整理組合
(昭和62年4月4日換地処分)

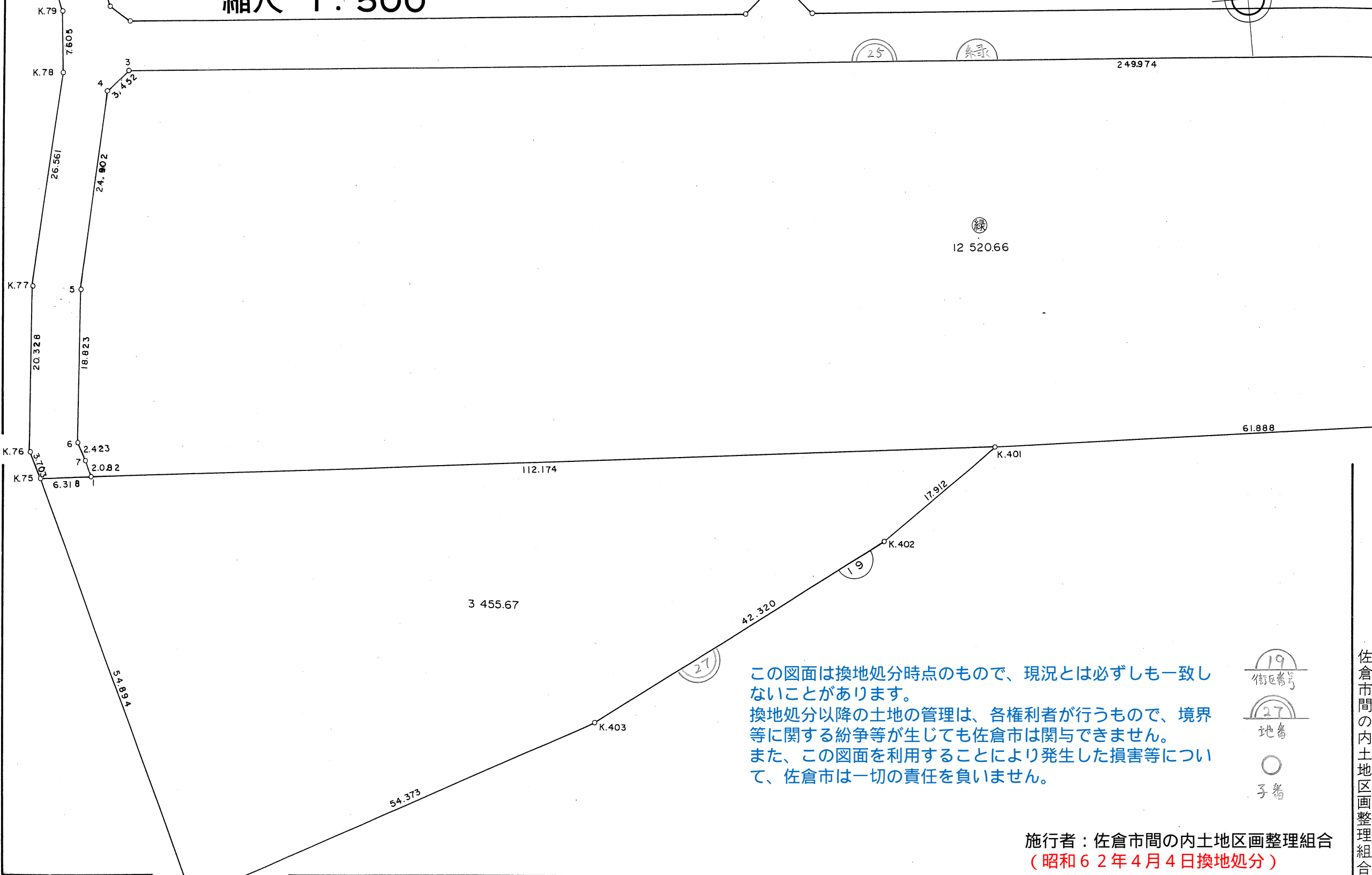
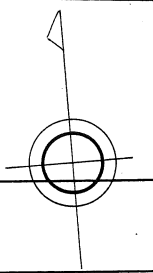
昭和六十一年十月作成

画地確定図

縮尺 1:500

7

6



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。



施行者：佐倉市間の内土地区画整理組合
 (昭和62年4月4日換地処分)

株 千葉土地区画整理協会調製

佐倉市間の内土地区画整理組合